

沖縄県県土保全条例に係る標準処理期間

許認可等の種類 (根拠条項)	標準処理期間 (歴日数)
開発行為の事前協議 (第4条第1項)	50日間 (地域環境に著しい影響がある場合は70日間)
<u>開発行為の許可(30,000㎡未満)</u> <u>(第6条第1項)</u>	<u>40日間</u>
開発行為の許可(30,000㎡以上) (第6条第1項)	70日間
開発行為の変更の許可 (第8条第1項)	30日間 (面積の増がない場合は15日間)
地位承継の承認 (第9条の2第3項)	25日間

- ※ 書類不備の是正に要する期間は、標準処理期間に含まない。
- ※ 宮古事務所及び八重山事務所を経由する場合は、許可等の種類により5～10日間程度を加算する。
- ※ 土・日曜日・祝日、書類の補正期間等を除く日数